平成２１年（フ）第３１５号
宮崎県延岡市祝子町3126番地
破産者　松田　伸彦
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋992番地　斉藤アパート東棟５号室
破産者　木原　孝弘
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６号
宮崎県延岡市北浦町市振1143番地
破産者　木原　繁治
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第７０５号
鹿児島県鹿児島市若葉町25番１号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市城山２丁目28番10号
破産者　下村　澄男
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１１号
石川県七尾市小島町レ部63番地１
破産者　新栄建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６３４号
宮崎市田代町183番地10　サンパルＢ―105
破産者　栄物流サービス有限会社
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２５２号
山口市吉敷赤田３丁目７番５号
破産者　内田あつ子
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１３７号
沖縄県沖縄市知花４丁目45番１号
破産者　比屋根敏明
1　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
2　一般調査期日　平成22年10月25日午後１時10分
平成22年８月17日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２０９０号
大阪府寝屋川市太間町11番２号
破産者　森河　正昭
1　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
2　一般調査期日　平成22年10月25日午後３時30分
平成22年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１９５号
和歌山市元寺町北ノ丁６番地
破産者　株式会社鴻和建設
1　期日　平成22年９月27日午後１時55分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２８９号
和歌山市小雑賀696番地の５　サンロイヤル小雑賀303、開始決定時の住所和歌山市吹上４丁目２番40号
破産者　森川　健史
1　期日　平成22年９月27日午後１時55分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１３２号
宮崎県西都市大字岡富588番地１、開始決定時の住所宮崎県西都市大字南方6374番地４
破産者　森重　和見
異議申述期間　平成22年10月18日まで
平成22年８月17日　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２４号
宮崎県延岡市大門町458番地
破産者　黒木　祐輔
異議申述期間　平成22年10月18日まで
平成22年８月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０２２号
東京都渋谷区代々木１丁目30番７号
清算株式会社　四菱株式会社
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２２年（再）第４号
仙台市宮城野区扇町２丁目３番28号
再生債務者　株式会社モリヤ
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年11月５日から平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第５号
千葉市中央区長洲２丁目９番７号
再生債務者　西山茂樹こと　趙　　茂樹
特別調査期間　平成22年９月30日から平成22年10月４日まで
平成22年８月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再）第６１号
埼玉県狭山市狭山台４丁目41番地の11
再生債務者　大納　裕司
特別調査期間　平成22年９月16日から平成22年９月17日まで
平成22年８月12日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５号
千葉市中央区長洲２丁目９番７号
再生債務者　西山茂樹こと　趙　　茂樹
1　決議に付する計画案　平成22年７月20日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月６日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年９月28日まで
平成22年８月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係